

衆議院議員補欠選挙



▲衆議院議員補欠選挙
(区ホームページ)

前回(令和3年10月31日執行)衆議院議員選挙の投票率 58.73%



投票日

4月28日(日)

投票時間

午前7時～午後8時

投票できる方

原則、次の2つの要件を満たす方が投票できます。

- ①平成18年4月29日以前に生まれた方
- ②江東区の選挙人名簿に登録されている方
(江東区に住民登録の届け出をした日から令和6年4月15日までに、引き続き3か月以上区内に住所を有している日本国民であること)

住所を異動した方、これから異動する方の投票

転入 他自治体から江東区に転入した方

令和6年1月15日以前に江東区に転入届を出した方で、投票日現在まで引き続き区内に居住している方は投票できます。

転出 江東区外へ転出した方

12月27日以前に転出→投票できません※1
12月28日以降に転出→投票できます※2

※1: 12月17～27日に転出した方は、期日前投票のみ投票できる場合があります
※2: 転出先で選挙人名簿に登録された方を除きます

転居 江東区内で住所異動した方

令和6年3月28日以前に転居届を出した方は、新住所地の投票所で投票できます。令和6年3月29日以降に転居届を出した方は、旧住所地の投票所で投票できます。

投票所入場整理券(住民票の世帯ごとにまとめて郵送します)

- ①投票所入場整理券は4月16日(火)頃までに郵送します。お手元に届かなかったり、紛失しても、選挙人名簿に登録されていれば投票することができます。その場合は投票所(期日前投票所)で係員にお申し出ください。
- ②投票日当日の4月28日(日)は入場整理券の表面に記載された投票所以外では投票できません。封筒を速やかに開封していただき、ご自身の投票所をご確認ください。



▲「投票所入場整理券」封筒



▲「投票所入場整理券」表面

誤って、ご家族の入場整理券をお持ちにならないようご注意ください。
この地図は、4月28日(日)投票日当日にお越しになる場合の投票所です。



▲「投票所入場整理券」裏面

期日前投票にお越しの場合は、裏面(宣誓書兼請求書欄)への記入が必要になります。ご自宅等で事前にご記入のうえお持ちいただくとスムーズに受付ができます。

視覚に障害のある方に点字版・音声版のお知らせ等を郵送します

視覚に障害がある方には点字版または音声版「選挙のお知らせ」や点字シールを貼った「投票所入場整理券」を郵送します。ご希望の方はご連絡ください。皆様のご近所、お知り合いに該当する方がいましたら、ぜひこのことをお伝えください。

選挙公報を全戸配布します

選挙公報は、掲載順序が選挙の告示日(4月16日(火))午後6時に確定し、その後に印刷を行うため、期日前投票が開始後の数日間はお手元に届けられません。ご理解の程、よろしくお願いいたします。

4月23日(火)までに届かない場合は選挙管理委員会にご連絡ください。なお、選挙公報は江東区選挙管理委員会のホームページからもご覧になれます。また、期日前投票所や区内公共施設・区内各駅にも備える予定ですので、ご利用ください。

投票所でのお願い

- 混雑緩和のため、一時的に入場を制限する場合があります。
- 投票所内での携帯電話・スマートフォンの使用、カメラ等での撮影はお控えください。
- 投票の秘密や秩序の保持に必要と判断した場合、入場を制限する場合があります。
- 筆記用具の持参を推奨します。ご自身の筆記用具(鉛筆、シャープペンシル、油性ボールペン)を持参して投票することができます。



詳細は
区ホームページを
ご覧ください